

一関景観農業振興地域整備計画書
(本寺地区)

平成19年6月

岩手県一関市

目 次

一 関市の概要	1
(1) 位置	1
(2) 地勢	1
(3) 歴史	1
1 景観農業振興地域整備計画の区域	2
(1) 位置と自然概況	2
(2) 面積	3
2 景観と調和した土地の農業上の利用に関する事項	3
(1) 景観特性	3
(2) 目指す農村景観像	4
(3) 景観と調和のとれた営農方針	4
3 農業生産基盤の整備及び開発に関する事項	6
景観保全農地整備の方針	6
4 農用地等の保全に関する事項	8
(1) 小区画水田の保存活用	8
(2) 耕作放棄地の発生防止	8
(3) 担い手対策	8
5 農業の近代化のための施設の整備に関する事項	9
参考資料	9
1. 景観計画の「6章 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項」	
2. 一関本寺地区の農村景観保存計画「Ⅲ. 文化的景観保存計画（関連部分）」	

一関市の概要

(1) 位置

一関市は、岩手県の南端に位置し、岩手の玄関口となっており、南は宮城県、西は秋田県と接している。

平成 17 年 9 月に一関市・花泉町・大東町・千厩町・東山町・室根村・川崎村の 7 市町村が合併し、人口 13 万人、総面積 1,133 平方 km、東西 63km・南北 46km の新市が誕生した。

県庁所在都市である盛岡市と 100 万都市仙台市の間に位置し、市内には東北新幹線の一ノ関駅や東北自動車道の一関インターチェンジもあって、交通アクセスに恵まれている。

(2) 地勢

西に栗駒国定公園の秀峰栗駒山（岩手県側では「須川岳」と呼ばれており、以下ではこの呼称を用いる）、東に県立自然公園の室根山を仰ぎ、中央部に広がる田園・丘陵地帯を東北一の大河北上川がゆったりと南流し、水と緑の豊かな自然に恵まれた環境の中で人々の暮らしが営まれてる。

総面積のうち 57.2%が山林で占められ、次いで水田が 11.9%、畑が 7.1%となっており、県内では比較的農地の割合が高い地域である。

(3) 歴史

旧石器時代から人が住み始めた形跡が見られ、縄文時代や弥生時代の遺跡も市内各地にある。

また、当市の北に隣接する平泉町には、奥州藤原氏が栄華を極めた中尊寺や毛越寺、柳之御所跡等の平泉文化遺産があり、これらの遺産と当市の骨寺村荘園遺跡等を併せて、「平泉―浄土思想を基調とする文化的景観」として平成 20 年の世界遺産登録に向けた取り組みが行われている。

1 景観農業振興地域整備計画の区域

(1) 位置と自然概況

本寺地区は、一関市街地及び歴史的な関わりが深い平泉町中尊寺から西方約19km離れた中山間地にあり、一関市巖美町字駒形、中川、若井原、要害、沖要害、若神子、下真坂の平野部を中心とした、東西約7km、南北約2kmの水田農村地帯である。

景観農業振興地域整備計画の区域（以下、区域という）は、図に示すとおり、本寺地区景観計画区域内にある農業振興地域の区域とする。本区域は、文化財保護法による重要文化的景観の選定地区（コアゾーン）とその周辺環境を保全するために定められる緩衝地帯（バッファゾーン）を合わせた範囲である。

コアゾーンは、須川岳に発して東流する磐井川左岸に形成された段丘盆地で、周囲を低い丘陵に囲まれた地形となっており、その中央を計画区域の西端に位置する山王山の東の谷を水源とする本寺川が、中川地区の谷底平野を経て東流している。本寺川は、さらに東に流れた後南流して下真坂地区で磐井川に合流している。

気候帯は温帯に区分されており、東北地方内陸の比較的冷涼な気候で、冬季には奥羽山脈を越えてくる季節風が強い地域である。

現在、本区域の中央部においては景観保全農地整備の事業採択に向け調整が進められている。



※ 計画対象区域内に保安林は含めない。

(2) 面積

(単位:ha)

区 分	区域の 総面積	うち農地面積		
		田	畑	計
コアゾーン	340.49	91.95	25.34	117.29
バッファゾーン	290.89	46.80	6.53	53.33
合 計	631.38	138.75	31.87	170.62

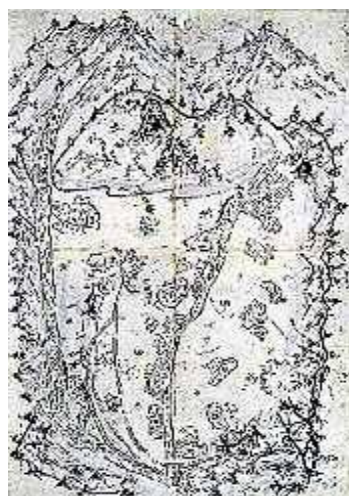
2 景観と調和した土地の農業上の利用に関する事項

(1) 景観特性

1) 中世の荘園の様子を伝える絵図の世界が今なお残されている

かつて骨寺村と呼ばれた本寺地区は、吾妻鏡や中尊寺文書、陸奥国骨寺村絵図により中尊寺経蔵別当領であったことが知られており、中世東北において絵図に描かれた唯一の村として歴史学の分野では古くから注目されてきた。

いずれも重要文化財に指定されている2枚の絵図に描かれた山並み、川、寺社(跡)、水田、屋敷地などの配置は、現在もなお大きく変わることなく保たれており、中世の農村景観や信仰空間を体感できる希有な場所となっている。



陸奥国骨寺村絵図 (詳細絵図)



同左 (簡略絵図)



現在の本寺地区 (航空写真)

2) 伝統的農村景観の構造がよく残されている

地形に忠実に造成された小規模で不整形な水田が残り、本寺川と後背丘陵部からの沢水を利用する用水系統の基本的な骨格や、伝統的な田越しかんがいが継承されており、我が国の伝統的な農村景観の構造がよく残されている。また、屋敷地と水田によって構成される散居形態が維持され、中世の「田屋敷」の構造がいまなお現地で認められることが、本地区の文化的景観としての価値をいっそう高めている。

屋敷地については、防風林の機能をもつイグネの中に、直屋形式の大型主屋と厩が並び、周囲に便所、土蔵などが配置されるという形式が見られ、宮城県北部から岩手県南部に共通する近世・近代の農家の屋敷構えをよく残している。

(2) 目指す農村景観像

荘園絵図の姿を今に伝える文化的景観を守り、伝統的農村景観の美しさを次世代に伝えることを基本方針とする。

そのためには地域住民の生活と営農の継続が不可欠であり、土地の農業上の利用及び農用地・農業用施設の整備は、現在の優れた農村景観を守りつつ、地域住民の生活と営農の改善に資するように行うものとする。

(3) 景観と調和のとれた営農方針

上記の景観特性、及び目指す農村景観像を踏まえて、景観と調和した農業経営の安定を確保するために、次の措置を講ずるものとする。

1) 水田農業の継続

中世荘園絵図の世界を体感できる優れた文化的景観を永続的に維持していくためには、不整形で小区画の水田や曲がりくねった水路の保全等、非効率な生産基盤の下での水田営農形態の構築が不可欠である。そのために、コアゾーンについては、関係機関・団体と協議・連携して水稲作付を維持する仕組みづくりを進める。

また、文化的景観としての価値を活用しながら、本地区に最適な主食用品種を作付けするほか、古代米、餅米、酒米など多様な米づくりを推進し、ブランド化による販売や米の加工品の開発などの取り組みも進め、付加価値の高い稲作を展開する。

また、伝統的な水田景観の特徴を特に色濃く残す小区画水田については、荘園米のオーナー制の導入に向け地域と一体となった取り組みを進める。

2) 組織的な営農

水田農業の継続のためには担い手の確保が不可欠であるが、農家への意向調査の結果からは、農業機械の共同利用や農作業受委託、集落営農については消極的な意見が多かった。

しかし担い手の高齢化が急速に進む状況の中では、本地区農業の継続が図れないことから、地域全体の組織的な営農体制の構築を図るものとする。

3) 農業の6次産業化と本寺ブランドの確立

不利な生産基盤を抱える本地区の農業振興には、本地区の農村景観の核となる水稲やブルーベリーなどの農産物の生産に加え、加工や販売までを含めた、いわゆる農業の6次産業化が必要である。

加工品としては、既にあるブルーベリー製品に加えて、地元の食材を活用した漬物や菓子などさまざまなタイプの特産品の開発を進める。

農産物や加工品の販売に当たっては、世界遺産登録が見込まれている中世荘園景観の知名度だけによるのではなく、「安心・安全」や「健康」をキーワードにした本寺ブランドの確立を図る。

4) 世界遺産登録を視野に入れた観光と調和のとれた農業振興と都市農村交流

将来の世界遺産登録を視野に入れて、増加が予想される観光客や滞在客を受け入れるための仕組みづくりを進める。

既に取り組みされている田植え体験や稲刈り体験に加え、中世荘園遺跡を生かした各種農村体験、観光農園、産直等、さらには農家レストランや農家民宿の経営など、観光と結びつけた農業振興を図る。

国道沿いや屋敷地周辺の畑については、景観に配慮した作物を作付けするとともに、国道の南側のまとまりのある畑については観光農園としての活用や花きなど産直等に向けた作物の作付を進める。

また、単に観光収入や農産物の販売収入だけを求めるのではなく、広く都市農村交流を推進し、本地区の支持者を増やしていくことが重要である。

なお、都市農村交流にあたっては、生活環境施設である水道や生活雑排水の処理施設等の整備も欠かせないことから、水道や浄化槽の普及率について地域の話し合いにより目標を定めるなど、生活環境の改善に向けた取り組みを進める。さらに、本地区の伝統的農村景観を体験できる場として、ビオトープや水車小屋による景観の創出に向けた取り組みを進める。

5) 里山の維持管理と利活用

本区域を取り囲む里山は景観の重要な構成要素であるとともに、山野草、山菜や

キノコ、竹、木炭の原料となる雑木など、有用な資源を有する場所である。これらの資源は本寺地区の特産品となりうる可能性を持っており、里山の適切な維持管理により、有用資源の生産と活用を図るものとする。

3 農業生産基盤の整備及び開発に関する事項

本区域においては、個人が一部の水田で区画の整備を行ってきた経過はあるが、これまで基盤整備事業等は導入されておらず未整備となっていることから、小さな水田区画が多く、そのほとんどは30㎡以下であり、そのうち10㎡以下の区画はおおよそ8割となっている。また、湿田が多く、暗渠排水による乾田化を図る必要がある。

景観を著しく変えない範囲で耕作条件の改善を図るため、市では景観保全農地整備計画を策定し、農地整備事業を実施するものとする。

景観保全農地整備の整備方針

中世以来の伝統的な水田景観と、この荘園の重要な仕組みである曲線の用水路や四角くない小さな水田を後世に伝えるためには、持続可能な水田農業の確立が必須要件であり、耕作放棄を防止し、水田農業が継続できるよう耕作条件の改善を図ることが景観保全農地整備の目的である。

平成18年3月策定した「一関本寺の農村景観保存計画」※1)では、土地利用の方針の中で伝統的な水田・用水路の形態と仕組みを維持・修景しつつ農地を継承するとしており、整備にあたっては、水田景観のかけがえない価値を継承するため、景観的価値の保護に十分配慮するものである。

景観保全農地整備の基本的な方針は次の通りである。

※1)平成17年4月26日付け17庁財第33号、文化庁文化財部長通知で示された重要文化的景観の選定手続きの一つである「文化的景観保存計画」として策定したもの。

中世の村落景観を描いた絵図に記された自然や寺社などが、良好に保存されているとともに、伝統的な農村形態を色濃く残しながら日々の営みが継続されている稀有な文化的景観である「一関本寺の農村景観」を保存・活用し、次世代に継承することを目的としている。

1) 水路

現在の水路は長い時を経て歴史の結果としてこの地に形を留めているものであり、この荘園の用水路網全体が文化的景観の最も重要な仕組みの一つであるため、水路については土水路のまま保全することを原則とする。

ただし、水路の土手が崩落し土砂が堆積する箇所や、水路底が低くなり過ぎる箇所、その他管理することが困難な箇所については、その箇所ごとに景観への影響を最小限とする工法を選択し、部分的な保全措置を行う。

また、既にコンクリート水路で整備されている箇所のうち、景観上から修景が必要となる箇所については、その箇所ごとに景観へ配慮した工法による修景を行う。

なお、土水路については、市が管理者として受益者とともに継続的に維持管理を行うものとする。

水路の保全措置を行う範囲及び工法、作業の時期については、骨寺村荘園農地整備推進協議会と協議を行う。

2) 耕作道、管理道

耕作道、管理道の基本幅員は2.5mとする。現況幅員が2.5m以上の区間については、現況のまま保全する。

耕作道の線形については、荘園景観を保全する目的から、新たな直線は入れず、現況の畦畔に対応した線形とする。

整備する区間については、整備後の景観を考慮した工法を採用するものとする。

3) 水田区画

整備対象の水田は、段差が大きい水田の畦畔を撤去すると法面が長くなり景観が著しく変わってしまうため、撤去する畦畔の両側の田面高さの差が概ね50cm未満とし、整備後の田面の高さがあまり変わらない水田とする。

撤去する畦畔は、後から作られた直線的な畦畔とし両側の所有者が同一の畦畔を基本とする。

交換分合などで所有者が同一となる見込みの部分については個別に判断する。

4) 暗渠排水

乾田化を要する湿田は、土質や地下水の状況や水路からの漏水の状況等を勘案して田区毎に適切な暗渠排水の工法を選定する。

暗渠工を施工する際、吸水渠に管理孔や水閘を設置する場合は、地表に突起物を露出させず、極力地下埋設する工法を採用する。

集水管を設置する工法を採用した場合の配管方法は、道路下への埋設を基本とするが、これによりがたい場合は水田の地下を通す方法や、水路、畦畔に埋設する方法などについて個別に協議する。

4 農用地等の保全に関する事項

本区域の景観を将来にわたって継承していくためには、水田農業が継承されることが必要であり、水田を水田として利用することが何よりも重要である。

これを実現するため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 小区画水田の保存活用

本区域の小区画の水田は、営農にとっては不利な農地であるが、中世荘園景観の特徴を残しており、農業体験の場であることに加えて、その歴史についても学ぶことが出来る場であることなど、都市交流や教育の場として絶好の条件を備えていることから、都市住民や児童・生徒の農業体験の場（学習田）としての活用を図る。

保存すべき小区画水田は下記に挙げるものとする。

○明治の地積図などにより古くからの形状が変わっていないと確認できる水田

○専門家（大学教授）の提言により現状のまま保存すべきとされた水田

特定農地貸付法による学習田の公有地化や活用及び運営方法については、土地所有者、本寺地区地域づくり推進協議会と協議する。

また、稲作により中世の姿そのままの小区画の水田を保全活用するための方策として、現在取り組んでいる田植え体験や稲刈り体験に加え、荘園米オーナー制等の導入に向けた取り組みを進める。

(2) 耕作放棄地の発生防止

担い手の高齢化や後継者の不足に加え、生産基盤条件の悪さもあり、耕作放棄地の拡大は本地区の最大の課題となっている。

耕作放棄地の発生防止対策としては、景観保全農地整備による生産基盤の改善や景観形成作物栽培の促進のほか、畦畔の草刈り作業の軽減等についても検討を進める。高齢化等により営農を続けることができなくなった農地については、担い手または営農集団等への農地の集積を図る等により耕作放棄の防止に努める。

(3) 担い手対策

農地という生産基盤は、耕作されることにより、農地として保全され景観が継承されていく。その耕作の中心となるのは担い手であるが、農業の担い手対策は全国的な課題であり、特に本地区のように、景観保全のために生産基盤の抜本的な改良ができないといった条件の下では、より困難な課題となっている。

担い手対策の基本は、担い手の収入基盤を整えることであり、これらを地域の課

題として捉え取り組んでいく。

収入基盤を整える手段として、集落営農など組織的な農業による生産コストの低減、地元農産物等を活用した農産物加工、系統販売に加え産直等の取り組みなど販売ルートが多様化、あるいは農家レストランや農家民宿など観光客への積極的な対応等の取り組みを進める。

5 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

本区域では、これまでいずれも流通加工関連施設として平成2年にブルーベリー加工施設、平成12年に農林水産物直売・食材供給施設、平成13年に農林水産物処理加工施設が整備されている。

不利な生産基盤の下で農業振興を図るためには、生産性の向上に加え、農産物の加工や販売、観光農業や都市農村交流などが不可欠であるが、現在整備されている施設についてはいずれも施設規模が小さいことから、必要に応じ次に掲げる施設を整備する。

- ・農産物生産・加工のための施設
- ・農産物の販売のための施設
- ・観光農業のための施設
- ・都市との交流のための施設

なお、上記の施設整備に当たっては、本寺地区景観計画の景観形成基準を準用する。

参考資料

1. 本寺地区景観計画「6章 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項」
平成18年2月 一関市策定
2. 一関本寺の農村景観保存計画「Ⅲ. 文化的景観保存計画（関連部分）」
平成18年3月 一関市策定